

# 加賀市コンベンション等団体旅行送客事業助成金交付規程

一般社団法人 加賀市観光交流機構

## 1. 助成対象

この事業が対象とするコンベンションは、加賀市内での宿泊を伴う大会・総会・会議・学会・研修会・講習会・セミナーシンポジウム・見本市・イベント（文化・スポーツ）等の企画による団体旅行とする。合宿・教育旅行は対象外とする。

## 2. 助成対象者

団体旅行客を送客する旅行業者とする。

## 3. 助成条件

加賀市コンベンション誘致促進事業補助金の交付を受ける団体旅行客を送客する旅行業者に対して助成する。

## 4. 助成額

1人1泊につき500円とする。

## 5. 助成限度額

助成額は、1事業に対し1,000,000円を限度とする。

## 6. 手続き方法

助成を受けようとする旅行業者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 実施前

- ① コンベンション等団体旅行送客事業助成金交付協議書
- ② 加賀市コンベンション誘致促進事業補助金制度において送客する団体旅行客が加賀市へ提出する「事前協議書」書類一式の写し

### (2) 実施後

- ① コンベンション等団体旅行送客事業助成金交付申請及び実績報告書
- ② 加賀市コンベンション誘致促進事業補助金制度において、送客する団体旅行客が加賀市へ提出する「申請書・実績報告書」書類一式の写し
- ③ 請求書

## 7. 助成期間

平成25年1月1日から9月30日までの宿泊に係るものとする。ただし、提出された「交付協議書」の助成対象人数の合計が10,000人に達した時点で、期間を待たずに助成を終了する。

## 8. 特記事項

「交付協議書」の提出があったコンベンション等において、大きな人数変更や中止するような事態が生じた場合、その後、申請旅行業者が代替的に新たなコンベンション等を実施しても助成は行わない。

## 9. 施行期日

この規程は、平成24年12月20日から施行する。

【参考資料】

区分	加賀市コンベンション誘致促進 事業補助金	加賀市コンベンション等団体旅行 送客事業助成金	
助成金交付者	加賀市	一般社団法人 加賀市観光交流機構	
助成金交付申請者	主催者	旅行業者	
宿泊者1泊あたりの 助成額及び上限額	<p>1.学会(国内的規模) 700円 (上限額 300万円)</p> <p>2.学会(国際的規模) 国外居住者 3,000円 その他の者 700円 (上限額 400万円)</p> <p>3.その他 ①国内的規模 500円 (上限額 200万円) ②国際的規模 国外居住者 1,000円 その他の者 500円 (上限額 200万円)</p> <p>4. 合宿・修学旅行 一般の宿泊者 1,000円 加賀市公共施設の宿泊者 一般(大学生等)1,000円 高校生 500円 中学生以下 300円</p>	<p>左記の1.~3. 500円 (上限額 100万円)</p> <p>※ 左記の4. は助成対象外</p>	
助成申請の 手続き(提出書類)	実施前	<p>①事前協議書</p> <p>②収支予算書</p> <p>③宿泊計画書</p> <p>④事業実施計画書(開催要項等)</p>	<p>①コンベンション等団体旅行送客 事業助成金交付協議書</p> <p>②左記①~④の写し</p>
	実施後	<p>①補助金交付申請・実績報告書</p> <p>②収支精算書</p> <p>③宿泊実績報告書</p> <p>④宿泊証明書</p> <p>⑤宿泊施設の請求明細・領収書 の写し</p> <p>⑥事業実施結果報告書 (写真5~6枚添付)</p> <p>⑦助成金交付請求書</p>	<p>①コンベンション等団体旅行送客 事業助成金交付申請及び実績 報告書</p> <p>②左記①~⑥の写し</p> <p>③助成金交付請求書</p>

